AKI

Aozora

あおぞら キー インフォメーション

2018年 9月 VOL.155

あおぞら人事・労務サポート 発行

Key Information

1.「働き方改革関連法」 忘れてはならない改正 2点

先にお伝えしましたとおり、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が国会で成立しました。その内容は多岐にわたり、1号や2号で紹介できるものではないのですが、時間外労働の上限設定や高度プロフェッショナル制度があまりに有名になりすぎて、その陰に隠れて(?)しまった感があるものの、忘れてはならない制度をまず2つ取り上げます。

① 月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を 50%以上としなければならなくなります。

労働基準法 37 条 1 項によって、大企業については、平成 22 年 4 月 1 日からすでに実施されています。人件費コストが大幅にアップするため、中小企業に配慮して実施が猶予されていましたが、その猶予が平成35年3月 31 日をもって廃止されます。例えば、時給換算で 1,000 円の労働者が時間外労働をした場合、60 時間を超えたところから 1,250 円が 1,500 円になるということになります。



② 使用者は、10 日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならなくなります(労働者の時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については指定の必要はありません)。労働基準法 39 条 1 項によって、雇入れの日から6か月継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者には、10 日以上の年次有給休暇を付与しなければならないこととされています。つまり、初回付与分の年次有給休暇から、時期指定にて与えなければならないこととなります。

2. 正規雇用・非正規雇用の待遇差に関する最高裁判決

労働契約法(以下、労契法)20 条では、「期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止」を定めており、先日、同条に関し2 つ事件の最高裁判決が下りました。このうち、有期契約のドライバーが、無期契約の正社員との間の諸手当の差異が労契法20条に違反するとして、手当等について正社員と同一の権利を有する地位である確認と手当等の差額の支払い等を請求したハマキョウレックス事件(最高裁第2小法廷平成30年6月1日)で示された内容を詳しくみてみます。

・労働契約法第20条・

有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件が、期間の定めがあることにより同一の使用者と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件と相違する場合においては、当該労働条件の相違は、労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度(以下この条において「職務の内容」という。)、当該職務の内容及び配置の変更の範囲 その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。

正社員と同一の権利を有する立場であるかについては、労働条件の相違が労契法 20 条に違反する場合でも、同条によって有期契約労働者の労働条件が比較対象の無期労働者と同一になるものではないと判断されました。手当の差異が不合理かどうかは、職務の内容等について契約社員と正社員を比較し、職務の内容は同じであるが、正社員には出向を含む全国規模の異動の可能性、また、等級役職制度によって、将来、会社の中核を担う人材への登用の可能性はあるが、契約社員は就業場所の変更や出向、また、中核人材への登用の予定がない、という違いがあるとして判断を示しました。

住宅手当は、就業場所の変更(異動)とそれに伴う住宅に要する費用の違いの可能性から、正社員に支給し契約社員に 不支給することは不合理でないとしました。一方で、皆勤手当は、皆勤を奨励する主旨で支給されるものであり、出勤する者

を確保する必要性は職務の内容は同じであるために差異は生じず、異動の可能性等の違いもこれを生じさせるものではないとして、不支給は不合理と判断されました。無事故手当、作業手当(特殊作業に携わる場合に支給とあるが正社員に一律支給)、給食手当通勤手当(額の差異)については、職務の内容が異ならないこと、また、異動の可能性等の違いと支給・不支給の別や額の差に関係がないものとして二審の判決を支持しました。

● 編集後記 ●

夏季休暇で実家(岡山)に帰省した際、先日の集中豪雨で甚大な被害のあった倉敷市真備町付近を車で通りました。テレビ放映の印象から、高齢者の多い地域なのだろうと思っていましたが、実際は新しい住宅が立ち並ぶ地域も広い範囲で被害を受けていました。復興までには時間がかかりそうですが、何か自分にできることはないかと考えています。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート 特定社会保険労務士 秋山幸子 (登録 NO.13050514) 三鷹市下連雀 3-38-4

三鷹産業プラザ 307 TEL:0422-24-8625 FAX:0422-24-8605 E-mail: info@aozora-sr.com

URL: www.aozora-sr.com

責任編集:社会保険労務士 秋山·隅谷·玉川·安部(武蔵野統括支部)